

(別添)

「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1 主な進捗状況

1.復旧事業等による確実な雇用創出

(1) 復旧事業の推進

- ・ 応急仮設住宅は、207 地区 1 万 7,660 戸が着工済み、65 地区 4,497 戸が着工予定（4 月 26 日現在）。
- ・ 宮城県内の3地区（4 月 19 日現在）で、排水機場の応急復旧と併せて農業用排水路のがれき除去工事に着手。
- ・ 航路や泊地等のがれきの除去、岸壁・臨港道路の補修等応急工事に着手。航路・泊地のがれき等の撤去は、29 漁港で着工（4 月 12 日現在）。
- ・ 被災地での損壊家屋等の処理については、市町村による仮置き場の確保が進められており、ほとんどの市町村では災害廃棄物の仮置き場への搬入が行われている。
- ・ 陸海空にわたる緊急輸送路の確保等に全力をあげてきたところ。引き続き、道路、港湾、空港、鉄道、河川等の施設の復旧事業を継続。

(2) 重点分野雇用創造事業と緊急雇用創出事業の拡充

- ・ 岩手県において、県と市町村の事業で 5,000 人を雇用する計画（県で 450 人、市町村で 3,500 人、民間企業・団体で 1,050 人）。うち、県の臨時職員として雇用する 120 人分については、4 月 7 日より順次ハローワークで募集開始。34 人の雇用開始。
- ・ 宮城県において、県と市町村の事業で 4,000 人を雇用する計画。5 月から順次募集開始する予定。
- ・ 福島県において、県と市町村の事業で 3,000 人を雇用する計画。うち、沿岸部の 13 市町村で臨時職員等として雇用予定の求人については、4 月 14 日より順次ハローワーク等で募集開始。
- ・ その他の道府県においても、基金を活用し、約 2,000 人の雇用を計画。
- ・ 4 月 26 日現在、把握している範囲で合計 14,000 人の雇用が創出される見込み。

(3) 地元優先雇用への取組

①地域の建設企業の受注の確保

- ・ 応急仮設住宅建設において地元事業者の活用について各県の取組みを支援するため、事業者の応募条件の整理などに協力（福島県、岩手県、宮城県で県内事業者の公募を実施）。

②復旧事業の求人のハローワークへの提出勧奨等

- ・ 4月5日付けで、関係省庁連名で関係団体に対して被災者の受け入れに積極的な企業の発掘や求人情報のハローワークへの提出について460団体に要請。
- ・ 復旧事業の有効求人件数228件（2,389人分）（4月22日現在）。
- ・ 岩手県の3市村で、がれき撤去などのため、約800人を雇用予定（うち180人を既に雇用）（4月14日現在）

2.被災した方々としごととのマッチング体制の構築

(1)「日本はひとつ」しごと協議会の創設

- ・ 4月12日に福島県、群馬県、長野県、三重県、4月19日に岩手県、福井県、大阪府など4月27日までに28県で協議会を開催し、4月中にはすべての都道府県において協議会を開催又は設置予定。

(2) 被災者や企業への相談対応

(ハローワークでの相談件数等)

- ・ 被災有効求職者数： 2万5,148人（4月22日現在）
- ・ 被災者からの相談件数： 15万5,912件（3月28日～4月24日）
- ・ 被災企業からの相談件数： 3万1,733件（3月28日～4月24日）
- ・ 出張相談：127か所、相談件数のべ1,538件（3月16日～4月24日）
※岩手、宮城、福島県の数字

(障害者への対応)

- ・ 4月4日から地域障害者職業センター（青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉）に「特別相談窓口」を設置。
- ・ 相談件数 352件（障害者234件、事業主118件）（4月4日～22日）
※実件数。雇用継続に係る相談のみ計上。

(3) 職業訓練の機動的な拡充・実施

- ・ 4月5日付で都道府県知事に、訓練定員の拡充や被災した離職者向けの特別訓練コースの設定など、被災地や被災者の受け入れ先等における職業訓練（建設関連分野など）を機動的に拡充・実施するよう通知。
- ・ 被災県において、5月以降、パワーショベルなどの車両系建設機械コースを順次設定する動き。

(4) 被災地域の就労支援等

- ・被災した新卒者等を対象に、5月9日の岩手県盛岡市での開催を皮切りに被災地域で順次合同就職説明会を開催(10回程度)。また、ハローワークにおいても被災した新卒者等への周知(既に実施中)、ジョブサポーターの派遣等の協力を予定。

(5) 関係団体への要請

- ・4月5日付けで、関係省庁連名で被災者の受け入れに積極的な企業の発掘や求人情報のハローワークへの提出について、460団体に要請。
- ・4月8日に、厚生労働大臣が人材ビジネスの事業主団体に対して、迅速な職業紹介やマッチングについて官民一体となって取り組んでいただくよう要請。
- ・4月11日及び15日に、厚生労働大臣が主要経済団体に対して、労働者の雇用維持や被災者の雇入れを図っていただくよう要請。

(6) 広域マッチング

①一般分野

- ・被災者を対象とした求人 8,696件(25,937人分)(4月22日現在)

②農業・漁業分野

- ・農林水産省では、「農山漁村被災者受入れ情報システム」の運用を開始し、被災地域以外の都道府県、農林水産業・食品産業関係団体、NPO法人、民間団体等の協力の下、住まいに関する情報(1,895戸(棟))、農林水産業関係の雇用等の情報、活用できる農地や耕作放棄地の情報等の受入れ情報を被災地域へ提供(4月19日)。
- ・全国農業会議所・全国新規就農相談センターが(社)日本農業法人協会と協力して被災者用農業求人情報(4月19日現在求人928件)を収集し、今後ハローワークでも職業紹介を実施予定。
- ・水産庁から提供を受けた被災者用漁業関係求人情報(4月11日現在求人299件)を、岩手、宮城、福島、群馬、埼玉、新潟の各労働局を通して避難所等に掲示するとともに、ハローワークにも掲示し職業相談・職業紹介を実施。
- ・宮城の漁業者(カツオ漁)が、被災後に宮崎へ移住し、現在カツオ漁に従事。
- ・壊滅的被害を受けている造船業の労働者の広域マッチングについて厚生労働省と国土交通省が連携して、受入の開拓を開始。また、厚生労働省と国土交通省が連携して船員の広域マッチングに取り組んでいる。

③住居関連

- ・雇用促進住宅提供可能戸数 全国3万8,137戸、うち東北3県合計2,769戸。その他、既に2,332戸について入居決定済み。(4月21日現在)

- ・ 公営住宅等で提供可能な空き室 全国約 2 万 2,000 戸。その他、既に約 4,100 戸について入居決定済み。(4 月 25 日現在)
- ・ UR 賃貸住宅で提供可能な空き室 全国約 5,100 戸。その他、既に約 670 戸について入居決定済み。(4 月 25 日現在)
- ・ 700 以上の経済産業省所管の業界団体等に社宅等の自主的な提供を要請し、142 社から 230 施設、約 7,500 名分の申し出あり。(4 月 25 日現在)
- ・ 「農山漁村被災者受入れ情報システム」により、住まいに関する情報(1,895 戸(棟))を被災地へ提供(4 月 19 日)(再掲)
- ・ 不動産業関係団体や民間企業の協力を得て、被災者向けに民間賃貸住宅の情報誌を発行(物件総数延べ 39,922 件)。地元公共団体の意向を踏まえて、紙媒体による情報提供を実施している。(4 月 18 日)

3. 被災した方々の雇用の維持・確保

(1) 雇用保険

- ・ 雇用保険受給資格決定件数：4 万 215 件(3 月 11 日～4 月 25 日)
- ・ 相談件数：約 4 万 2,600 件(3 月 14 日～4 月 21 日)
※岩手、宮城、福島県の数字

(2) 雇用調整助成金の拡充

- ・ 4 月 6 日に拡充した措置を発動。
- ・ 相談件数：15,255 件(3 月 28 日～4 月 24 日)
※岩手、宮城、福島県の数字

(3) 事業主向けのワンストップ支援

- ・ 雇用調整助成金と中小企業向け融資制度等をハローワークと関係機関が連携してワンストップで相談、情報提供することとし、4 月 27 日に福島労働局及び日本政策金融公庫で合同説明会を実施予定。
- ・ 厚生労働大臣から人材ビジネスの事業者団体に対して行った要請を踏まえ、人材ビジネス事業者等から被災者向けの合同企業説明会への参加希望や避難所での出張相談の実施について相談があった場合には、可能な限り参加・実施できるように開催の情報提供等の配慮をするよう都道府県労働局あてに通知。

(4) 金融支援

- ・ 公的金融機関で災害復旧融資等を実施するとともに、公的金融機関や中小企業団体で特別相談を実施。(4 月 24 日現在で相談件数 52,103 件)

- ・ 4月8日に、福島第1原子力発電所において発生した事故により影響を受ける漁業者等への資金の円滑な融通について、関係金融機関に対して依頼。

(5) 新卒対策

- ・ 4月6日に、3年以内の既卒者を採用・トライアル雇用する企業への奨励金の拡充。
- ・ 4月7日に、文部科学省より各都道府県教育委員会等宛に、厚生労働省が実施する就職支援策を周知するとともに、就職を希望する者への一層の指導・支援を行うよう通知。
- ・ 4月11日及び15日に、厚生労働大臣が主要経済団体に対して、被災した未就職卒業者の積極的な採用、雇用調整助成金を活用した新入社員の雇用維持等を要請。(再掲)
- ・ 4月13日に、ドリームマッチプロジェクトのホームページをリニューアルして未内定者等を継続して募集する求人2,722件(4月20日現在)を掲載し、被災地域の新卒者等に配慮する139件(4月20日現在)が検索可能となった。また、インターネット環境等を用意できない被災地域の新卒者等がインターネット端末、電話、プリンタを使用してドリームマッチプロジェクトを利用することができる新卒ハローワーク、ジョブカフェの一覧(28ヶ所)を公表。
- ・ 4月18日、新卒者就職応援プロジェクトの受入企業のうち、被災地域の新卒者等の雇用に積極的な企業187社(4月27日現在)を公表するとともに、ハローワークへ求人票の提出を依頼。
- ・ 4月20日、宮城県において尚^{しょうけい} 絢学院大学がハローワークや民間人材ビジネス事業者との連携により「震災復興合同企業説明会」を開催。ハローワークからもジョブサポーター等を派遣し、就職相談を実施。
- ・ 北海道において、重点分野雇用創造事業を活用し、未就職卒業者や内定取消しになった方を対象として、70名を道の臨時職員として雇用する動き。4月13日より募集開始。

(6) 解雇・雇止め・派遣切りへの対応

- ・ 4月6日、被災地域等の都道府県労働局に、雇用均等特別相談窓口を開設。
- ・ 4月8日、都道府県労働局長に対し、東日本大震災に伴う労働者の解雇・雇止め等の未然防止と雇用の維持についての指導等を徹底。
- ・ 4月11日及び15日に、厚生労働大臣が主要経済団体に対して、労働者の雇用維持や被災者の雇入れを図っていただくよう要請。(再掲)
- ・ 4月26日、職業安定局長から、派遣労働者を受け入れている派遣先関係団体に対して、派遣先事業所の操業の一部停止等に伴う労働者派遣契約による補償と派遣労働者へ配慮することを要請。

4. 広報・周知

- ・ 4月5日、都道府県や労使、建設団体や農林漁業団体等の関係団体に、「日本はひとつ」しごとプロジェクトを周知。
- ・ 4月8日に、中小企業に対する金融支援策と雇用調整助成金の情報などを掲載した「中小企業向け支援策ガイドブック」を31万部作成し、被災地域の商工会議所、県商工会連合会などに配布し、広く中小企業者に周知。
- ・ 4月11日の「厚労省人事労務マガジン」を活用し、「日本はひとつ」しごとプロジェクトについて、全国の企業の人事労務担当者や社会保険労務士など宛に約3万通のメールにて情報提供。
- ・ 4月15日に政府公報の壁新聞第4号により、中小企業に対する金融支援策と雇用調整助成金の情報を掲載し、避難所（岩手500か所、宮城1,000か所、福島500か所）の他、コンビニや郵便局等、合計約5,900か所に配布。
- ・ 4月15日に個人向け、事業主向けの雇用・労働関係の支援制度のリーフレット（第2版）を作成し、都道府県労働局を通じて、被災地域を中心に広報。
- ・ 4月15日に、被災した母子家庭に対して、母子生活支援施設への入所、遺族年金、児童扶養手当、母子寡婦福祉貸付金、高等技能訓練促進費等事業など主な支援施策を一覧できるように整理したチラシを作成し、自治体などを通じて配布。
- ・ 4月19日に政府公報の壁新聞第5号により、「日本はひとつ」しごとプロジェクトにおける取り組みや、ハローワーク等における取り組み、被災地における雇用創出事業などを掲載し、避難所（岩手500か所、宮城1,000か所、福島500か所）の他、コンビニや郵便局等、合計約5,900か所に配付。